

平成27年第5回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成27年5月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告（平成27年2月分）
- 第 4 町長の招集あいさつ
 - 議案上程（説明）
- 第 5 報告第4号 専決処分事項の報告について
 - 議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 6 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 議案第36号 公の施設を能代市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について
- 第 10 議案第37号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	5番	村田薫君
6番	泉繁夫君	7番	深澤均君
8番	武藤威君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右エ門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

4番 中村美智男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂基	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第5回美郷町議会臨時会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、泉 繁夫君、7番、深澤 均君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成27年2月分の結果報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田 知己君） おはようございます。

平成27年第5回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、4月24日、六郷わくわく園において、保育中の園児が滑って床に頭部を打ち、救急車で搬送される事故がありました。検査の結果、脳内に出血があり、緊急手術を受け、現在も入院加療中です。これまで、園内での事故防止に努めておりましたが、こうした事態になりましたことに謹んでお詫び申し上げますとともに、一日も早い快癒を心より願っております。

また、今後、こうした事故が発生しないよう、従前以上に事故防止に努めてまいりたいと存じます。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第4号「専決処分事項の報告について」ですが、車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

承認第1号から承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第1号及び承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、交付税、交付金、国庫支出金及び町債等の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した平成26年度美郷町一般会計補正予算第15号について報告し、承認を求めるものです。

議案第36号「公の施設を能代市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について」ですが、能代市の児童を美郷町立認定こども園に使用させる協定を締結するため、お諮りするものです。

議案第37号「平成27年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、ふるさと財団研究モデル事業助成金並びに一般コミュニティ助成事業助成金の追加、固定資産台帳整備費の予算の組み替え及び美郷町宿泊交流館外壁等改修工事の追加等による歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜ります

ようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第4号についてご説明いたします。2ページ専決処分書をお願いいたします。今年2月10日に美郷町土崎字上野乙の松杉並木において発生した車両破損事故について、4月16日に示談が成立し翌日専決処分したので報告するものでございます。相手方は土崎字門ノ目48番地1新沼梨沙さんで、事故の概要は町指定文化財の松杉並木から雪塊が落下し、車両のルーフ部分を破損したものでございます。3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。なお損害額については全額保険対象でございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで報告第4号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

（午前10時11分 熊谷隆一君入場）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田 信晴君） 承認第1号 美郷町税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。4ページ専決処分書をご覧ください。専決第4号は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令が平成27年3月31日公布されたことに伴い、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じたことからご承認をお願いするものでございます。改正条文は5ページから25ページまででございますが、はじめに今回の主な改正内容について説明申し上げます。ふるさと納税について寄付後の確定申告が不要となる特例制度の創設、軽自動車税について本年4月1日からの二輪車及び小型

特殊自動車等の税率改正の1年間延期、燃費性能に応じ、軽自動車の税率を軽減するグリーン化特例の導入、たばこ税の旧3級品にかかる特例税率の段階的廃止等のほか、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴う改正等でございます。それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明申し上げます。議案資料集1ページをご覧ください。1ページ、第2条第3号及び第4号は法人の納税者に対する納付書、納入書へのマイナンバー制度に基づく法人番号を記載する旨規定するものでございます。同じく1ページの第23条第2項及び2ページにかけての第30条第2項、3ページ上段の第4項は、根拠法令が地方税法に改定されたため、規定したものでございます。同じく3ページ第32条第2項は、所得税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。同じく3ページ第35条の2第9項から11ページ第141条までは所得税法、法人税法、地方税法の改正に伴い、関連する部分について所要の改正を行うものでございます。また、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税の申請書等への個人番号及び法人番号の記載を規定したものでございます。12ページをお願いいたします。附則第3条第1項は、法人税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。13ページ附則第5条の3の2は、住宅ローン減税の適用期限を現行の平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長するものでございます。13ページ附則第7条第1項から14ページ附則第7条の2までは、ふるさと納税について申告特例制度の創設について規定しております。申告特例制度は、寄付者が他の自治体に寄付をした際、寄付を受けた自治体は寄付者が住む自治体に対し、寄付金額等を記載した申告特例通知書を送付することにより翌年度の住民税が自動的に減額される制度を規定したものでございます。当該制度はふるさと納税をした寄付者の確定申告の負担をなくすため創設されましたが、適用条件として年末調整等を行い、確定申告をする義務のないもので、かつ寄付先について5団体以下が要件となっております。15ページ附則第8条の2第2項は、秋田県の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅を新築した場合、5年間に限り住居部分の固定資産税を3分の2減額する規定でございます。同じく15ページ附則第8条の3第1項第1号から17ページ附則第9項第1号までは、固定資産税の新築家屋の減額の申告書等に対し、個人番号又は法人番号の記載を規定したものでございます。18ページ附則第9条の2第1項及び第2項は土地の価格が下落した場合に課税標準を修正し、それを土地課税台帳に登録する旨を規定したものでございます。同じく18ページ第10条第1項から20ページ第11条までは宅地、商業地、農地等の課税標準額が急激に上昇した場合の調整措置を規定してございます。21ページ附則第13条第1項及び第2項は、特別土地保有税の課税の特例が延長されたことに伴う改正でございます。同じく21ページ附則第14条から23ページ上段ま

では本年4月1日から来年3月31日まで新規に取得した三輪以上の電気自動車及び天然ガス自動車に対し、平成28年度分の税率を概ね75%軽減する規定でございます。22ページ上段の表第79条第2号アでございますが、中欄の数字は平成28年度の税率でございます。上から順に3,900円は三輪の軽自動車、6,900円は営業用軽乗用車、10,800円は自家用軽乗用車、3,800円は営業用軽貨物自動車、5,000円は自家用軽貨物自動車、軽トラックでございます。平成28年度に限り、右の欄の軽減税率で課税されるものでございます。同条第2項は、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率より20%以上優れた軽自動車又は平成7年度基準エネルギー消費効率より35%以上優れた軽貨物自動車で、かつ平成17年度窒素酸化物排出許容限度の25%以下の軽自動車については、平成28年度分の税率を概ね50%軽減する規定でございます。表については、第1項と同様に右の欄に掲げる数字が軽減後の税率でございます。同条第3項は、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の軽自動車又は平成27年度基準エネルギー消費効率よりも15%以上優れた軽貨物自動車で、かつ平成17年度窒素酸化物排出許容限度の25%以下の軽自動車については、平成28年度分の税率を概ね25%軽減する規定でございます。表については、第1項と同様に右の欄に掲げる数字が軽減後の税率でございます。23ページ附則第14条の2は、たばこ税について旧紙巻たばこ3級品6品目の特例税率を廃止する規定でございます。この改正は平成28年4月1日から実施されますが、1000本あたり現行の2,495円から5,262円になり差引2,767円の大幅な値上げとなりますので激変緩和措置が講じられ、平成31年まで段階的に値上げされていくものでございます。23ページの附則第20条第1項第1号及び24ページと同条第3項第1号は東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用を受ける際提出する申告書への個人番号又は法人番号の記載について規定したものでございます。25ページから始まる美郷町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を引き続き新旧対照表にてご説明いたします。はじめに概要をご説明いたします。本年4月1日から軽自動車税税率改正について昨年3月31日付けで美郷町税条例の一部を改正する条例を専決処分し、同年5月13日ご承認いただきました。本年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により二輪車及び小型特殊自動車等の税率を1年間据え置き、平成28年度から新税率を適用する旨規定されました。そのため、昨年ご承認いただいた美郷町税条例の一部を改正する条例を再び一部改正したくお願いするものでございます。25ページ中段までは三輪以上の軽自動車の14年経過後の重課税率を、下段の附則以降第1条から26ページ第6条までは、二輪車、雪上車、小型特殊自動車について平成27年度の税率は据え置き、平成28年度から新税率で課税する旨規定してございます。議案集の別紙条例にお戻りいただき、12ページ下段の附則をご説明いたします。12ページから13ペー

ジまでの第1条は4月1日からこの条例を施行する旨規定するほか、軽自動車税の平成27年度税率据え置きと平成28年4月1日からの税率改正、たばこ税の平成28年4月1日からの特例税率廃止と経過措置の適用、マイナンバー法の規定について政令で定める施行期日からの適用を規定してございます。マイナンバー法の政令につきましては、本年4月3日内閣府より公布されました施行期日については、平成28年1月1日と規定されてございます。13ページ下段から14ページまでの第2条は町民税について平成27年度分からの適用を、マイナンバー法の規定について政令で定める施行期日からの適用を、ふるさと納税関連の改正について本年4月1日以降の寄付から適用し、平成28年度の町民税から寄付金を控除する旨規定してございます。14ページ下段第3条第1項から15ページ第3項までは固定資産税について平成27年度分からの適用を、マイナンバー法の規定について政令で定める施行期日からの適用を、高齢者サービス住宅の固定資産税の減額は、平成27年4月1日以降に新築されたものを対象とし、平成28年度分以降の固定資産税を減額する旨規定するものでございます。15ページ中段第4条は軽自動車税の減免申請に対するマイナンバー法の規定について政令で定める施行期日からの適用及びエネルギー消費効率に優れた軽自動車に対する軽減税率の適用を平成28年度分の軽自動車に限り適用する旨規定してございます。同じく15ページ下段第5条第1項から24ページ第14項までは、先にご説明申し上げた旧3級品のたばこ税の税率改正について激変を緩和するための経過措置及び税率改正前に仕入れたたばこは税率改正日を経過した場合の手持ち品課税を規定してございます。16ページをご覧ください。経過措置についてご説明申し上げます。第2項第1号の平成28年度のたばこ税の税率は、1000本あたり2,925円となり、430円の値上げとなります。第2号平成29年度は3,355円となり、430円の値上げとなります。第3号平成30年度は4,000円となり、645円の値上がりとなります。平成31年度からは経過措置がなくなり、他のたばこと同一の5,260円となり、1,260円の値上がりとなります。24ページ第6条及び第7条は特別土地保有税の減免申請及び入湯税の申告について、マイナンバー法の規定について施行期日からの適用を規定してございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田 信晴君） 承認第2号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。議案28ページ専決処分書をご覧ください。専決第5号は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令が平成27年3月31日公布されたことに伴い、ただちに国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことからご承認をお願いするものでございます。改正条文は29ページでございますが、最初に今回の主な改正内容をご説明いたします。基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額を合計4万円引き上げるものでございます。国民健康保険税の減額において5割軽減、2割軽減の所得判定基準を見直し、対象者の拡充を図るものでございます。それでは、議案資料集28ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。第4条第2項において基礎課税額を51万円から52万円とし、同条第3項において後期高齢者支援金等課税額を16万円から17万円とし、同条第4項で介護納付金課税額を14万円から16万円とし、課税限度額を合計4万円引き上げるものでございます。これらにつきましては、中間所得者層の負担軽減を目的としたものでございます。28ページ下段第25条第1項は国民健康保険税の減額を規定してございますが、29ページ第1項第2号では被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を減額する規定であり、所得の判定基準を現行の24万5千円から26万円に増額するものでございます。第3号では被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を減額する規定であり、所得の判定基準を現行の45万円から47万円に増額するものでございます。新旧対照表29ページ下段附則につきましては、議案集にてご説明い

たします。29ページの別紙条例をお願いいたします。中段附則第1条施行期日でございますが、本条例の改正は本年4月1日に施行するものでございます。第2条では本条例を平成27年度分の国民健康保険税について適用する旨規定してございます。第3条において平成25年9月5日議決いただき、9月10日に公布された美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則第14項において租税条例を締結した国からの配当所得の計算の特例を規定してございましたが、地方税法の改正により特例に利子所得及び雑所得を加え、施行日を従来の平成29年1月1日から平成28年1月1日へと1年繰り上げるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 課税限度額が引きあがることによってどれくらいの世帯の動きがあるのかということと、軽減世帯が拡大するということですが、それもどれくらい増えるのかということです。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田 信晴君） 今回ご審議いただいている国民健康保険税条例につきましては、現在集計中の町民税の申告書等の結果が出てから試算をかけますので具体的な世帯数の動きなどについては、まだ結果が出ておらない状況であります。しかしながら課税限度額が上昇するということは中間所得者層の負担の軽減につながるものであるといえます。軽減世帯につきましては、これも同様にこれから試算するものでございますが、ちなみに平成26年度においては、昨年でございますが、5割軽減、2割軽減の判定基準を見直しております。その結果平成25年度に比べ7割軽減世帯におきましては2%の増、それから5割世帯では99%の増となっております。2割世帯は11%の減ということで、実数におきましては平成25対26では193世帯軽減世帯が増加してございます。従いまして、平成27年度の軽減世帯の拡大においてもこのような形で軽減世帯が増えるのではないかと考えてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(本間 和彦君) 承認第3号についてご説明いたします。33ページ専決処分書をご覧ください。平成26年度美郷町一般会計補正予算第15号につきまして、平成27年3月31日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,346万2千円を追加する件及び地方債の補正の件でございます。はじめに38ページ第2表地方債補正をご覧ください。これは、平成26年度分の関連事業費の確定により町債の額が確定しましたので事業に充当いたしました合併特例債、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債の借入限度額を変更するものでございます。続きまして歳入についてご説明いたします。

42ページ、43ページの2款地方譲与税から48ページ、49ページの20款町債まででございますが、3月末に平成26年度分の交付額が決定したこと及び事業費の確定等により当該年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。なお、9款の地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、総額57億7,970万6千円で、前年度との比較で2.4%、1億4,437万円の減となっております。特別交付税につきましては総額3億5,282万3千円で、前年度との比較で2.8%、966万円の増となっております。続きまして、歳出につきましてご説明いたします。50ページ、51ページをご覧ください。2款1項5目の財産管理費から52ページ、53ページの8款6項1目の住宅管理費までにつきましては歳入でご説明させていただきました国庫支出金及び町債の増減により財源のふりかえを行ったものでございます。13款1項1目基金費でございますが、関係条例の規定

に基づき、財政調整基金に19万3千円、減債基金に4千円、ふるさと美郷子ども育成基金に201万5千円を積み立てるものでございます。14款予備費につきましては、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第36号 公の施設を能代市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 議案第36号 公の施設を能代市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてですが、能代市在住の方が本町で第2子めを出産するにあたり、第1子めの児童を町立認定こども園に入園させたく協議するため提案するものでございます。次のページ56ページをお願いします。協議の内容ですが、1の使用する施設名は六郷わくわく園でございます。2に位置、3に使用の方法、4に利用者負担、5に費用、6の協定期間は5月8日から6月30日まででございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第36号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号 公の施設を能代市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議については、原案のとおり決しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第37号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(本間 和彦君) 議案第37号平成27年度美郷町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正の内容でございますが、2,731万2千円を追加するものでございます。はじめに歳入につきましてご説明いたします。

64ページ、65ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○商工観光交流課長(高橋 一久君) 19款5項5目1節雑入、地元対策負担金でございますが、六郷開発株式会社の経営支援のため、平成23年12月開催分から町への納入を見合わせておりました。その間同社は運営体制の見直しにより財務体質強化に一定のめどがついたこと、又オートレースとの併売とあわせ、今後の経営状況に安定化が見込めることから地元対策負担金の納入を今年度より再開する旨サテライト六郷運営協議会より申し出がございました。そのため、年間売り上げ見込み

金額11億の0.5%相当分を予算計上するものです。

○企画財政課長（本間 和彦君） 同じくふるさと財団研究モデル事業助成金でございますが、対象事業費の3分2で500万円を計上してございます。事業の内容でございますが、今年度から策定に着手しております公共施設等総合管理計画は、道路や水道などのインフラを含めた公共施設等について維持管理の効率化を図り、又長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行なうなど財政軽減、平準化することが求められてございます。当町では、公共施設再編計画や学校再編による空き施設等活用計画の達成状況を踏まえ、より効率的な施設運営や維持管理などを検討することとしており、その取り組みがふるさと財団の研究モデル事業として採択されたものでございます。続きまして自治総合センター助成金でございますが、六郷カマクラ保存会への助成が決定したことによる計上でございます。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。66ページ、67ページをお願いいたします。2款1項2目行政推進費でございますが、先ほど歳入で説明をいたしました六郷カマクラ保存会への助成金でございますが、事業内容ははんでんなどの物品購入でございます。続きまして6目企画費でございますが、ふるさと財団研究モデル事業採択により当初予算の内容を組み替えるものでございます。

○生涯学習課長（煙山 光成君） 続きまして10目未来づくり交付金事業費ですが、11節需用費と12節役務費については歴史民俗資料館に展示予定の佐々木毅先生の著作物ゆかりの品々を送っていただくための梱包資材費、送料となります。これまでソウル大学の名誉博士旗及びガウンをはじめ書籍資料等を贈っていただいておりますが、4月29日資料館において佐々木毅先生と打ち合わせをさせていただいた結果、引き続き資料を送っていただくこととなりましたので必要見込み額をお願いするものです。次に13節委託料、15節工事請負費ですが、宿泊交流館アリーナ、旧仙南東小学校の体育館であります。その外壁及び屋根の痛みが顕著なため改修に要する設計費及び工事費をお願いするものです。

○福祉保健課長（高橋 久也君） 3款1項2目障害者福祉費でございます。負担金及び補助といたしまして20万円を計上しております。身体障害者手帳3級をもつ38歳の方から申請がありました自宅のスロープ及び手すりの取り付けにつきまして、住宅改修費給付事業実施要綱によりまして改修費の助成が交付要件に該当すると判断されましたのでかかる予定費用の見積額が同要綱による上限額20万円を超えておりますので、1件分20万円を計上しました。続きまして4款1項1目保健衛生総務費の19節負担金及び補助でございますけれども、少子化対策として実施しております特定不妊

治療補助金の交付対象にこれまでは男性の不妊治療分を含めておりませんでしたけれども、男性の不妊治療分にかかる経費も計上したく1人分の補助としまして10万円を計上したところでございます。

○商工観光交流課長（高橋 一久君） 次のページをお願いします。7款1項3目観光費の11節修繕料でございますが、山本公園パークゴルフ場の垣根等が降雪等により被害が出ておりましてプレイ等に支障を来すことからその修繕費用をお願いするものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 66,67ページの一番下の保健衛生費のところ質問差し上げます。少子高齢化防止と不妊に悩んでいる夫婦は結構おりますが、治療費が高額なために諦めている夫婦も結構おることを聞いております。そのために今回の助成に対しては大変ありがたいものと思っておりますが、利用につきましてほとんどの方が男性のこれについて知らないという状態でありますので啓発ももう少しきちんとやっていただければ、利用者がまた増えていいのではないかと思います、ひとつ対策などをお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 久也君） ただいまの質問についてお答えします。当然ながら、広報とホームページへの今回の改正の内容については掲載いたします。そのほかとしまして、これは県の要綱と連動しますので保健所の方に美郷町ではこういうふうな対策をとりましたということをお知らせしまして、県に補助金申請に来たときには、男性の分もありますよというふうな周知をさせていただきます。それから婦人科をもつお医者さんにつきましてはこの旨をお知らせしまして当然ご婦人の方が来られると思しますので、美郷町の対策を啓蒙してまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。15番、熊谷 良夫君。

○15番（熊谷 良夫君） 歳入の19款地元対策負担金、これはひも付きではなく一般財源に入れるものですか。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋 一久君） そのとおりでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第5回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前10時48分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成27年5月7日

美郷町議会議長 高橋 猛

署名議員 泉 繁夫

署名議員 深澤 均